

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの
業務運営に関する目標
(中期目標)

(制定：平成23年3月2日農林水産省指令22消安第9077号)

独立行政法人農林水産消費安全技術センター中期目標

食品は、国民生活にとって一日たりとも欠かすことのできないものであり、その安全を確保し、安定的な供給を図ることは、国の果たすべき最も基本的な責務である。このため、食品の生産・流通・消費にわたる各段階において安全管理を徹底するなど、科学に基づく食品安全行政を推進するとともに、食品の品質及び表示の適正化を図ることにより、消費者の信頼を確保することが重要な課題となっている。

このような状況の下で、平成19年4月1日に発足した独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、引き続き国や都道府県等との連携及びその明確な役割分担の下で、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスの質の向上等に努め、検査等業務を的確に実施することにより、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）に掲げられた農業生産資材（肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材をいう。以下同じ。）の安全の確保、食品表示の適正化等を図るための農林水産行政施策に技術的側面から貢献することを期待する。

第1 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 共通事項

(1) 効率的な組織体制の確保と適正な要員配置

- ① 科学に基づく農業生産資材の安全性の検証に、技術的側面からより効率的・効果的に貢献するため、専門技術力を必要とする業務に適切に対応できる人材育成及び適正な要員配置を図る。
- ② 消費者相談業務等の情報提供業務の縮減に伴い、本部及び地域センター等における当該業務に関連する組織体制を見直し、効率化を図る。
- ③ 平成24年度に、門司事務所の福岡センターへの移転・統合に必要な経費とその確保について検討し、統合による業務の効率化を図る方向で検討を進める。

(2) 管理部門の簡素化

旧小樽事務所の機能を移転・統合した札幌センターの管理部門について、統合の利点を生かしたより効果的・効率的な業務運営を図る。

(3) 自己収入の確保

センターの事業の目的を踏まえつつ、事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応するとともに、受益者の負担の適

正化を図ること等により、自己収入の確保に努める。

(4) 保有資産の見直し等

- ① 保有資産については、肥料に係る栽培試験業務を岩槻ほ場に集約化することにより、堺ほ場を廃止し、廃止に伴い生じた不要資産を平成24年度に国庫へ返納するとともに、その他の保有資産についても、その利用度等の観点から保有の必要性について不断の見直しを行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。
- ② 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図る。

(5) 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、適正化を推進する。この場合において、調査研究業務に係る調達については、他の独立行政法人の事例等も参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。

(6) 透明性の確保

複数の候補からの選択を要する事業を実施する場合には、第三者委員会を設置するなど、適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努める。

(7) 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、内部統制の更なる充実・強化を図る。

その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見などとして独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。

(8) 業務運営コストの縮減

- ① 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。
- ② 一般管理費については、経費節減の余地がないか厳格な自己評価を行い、適切

な見直しを行う。また、引き続きアウトソーシング等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る。

(9) 人件費の削減等

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。

また、平成23年度からセンター業務として追加される業務（「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等及び抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査）による業務量の増加に対して、人員増とならないように業務の効率化を行う。

2 業務の重点化・効率化

(1) 農業生産資材の安全等の確保に関する業務

① 肥料関係業務

肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査は、安全を確保する観点から、生産及び輸入に係る事業場の品質管理実態を踏まえ、対象の事業場を重点化する。

また、収去品の検査は、対象の事業場の品質管理実態を踏まえ、有害成分を重点的に行うこと等により、効率的に実施する。

② 農薬関係業務

農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく立入検査は、全製造場に対する定期的な実施を基本としつつ、これまでの立入検査の結果等を踏まえ、対象の製造場を重点化する。

また、集取品の検査に当たっては、必要に応じ、過去の検査実績を考慮して分析対象の絞込みや検査項目の重点化を行い、効率的に実施する。

③ 飼料及び飼料添加物関係業務

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づく立入検査は、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。

また、飼料安全法及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づく収去品又は集取品の検査は、検査内容に応じて、時期を集中して収去品等を集め分析を行うこと等により、効率的に実施する。

④ 土壌改良資材関係業務

地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づく立入検査は、表示が不適切であった製造業者、新規業者等に重点化を図り、効率的に実施する。

(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務

① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく食品表示の監視業務は、過去のJAS法違反の傾向等を踏まえて監視対象の重点化を図るとともに、食品表示の真正性を確認するための科学に基づく検査（以下「科学的検査」という。）については、特定の時期に計画的に買い上げ、これを集中的に分析すること等により、効率的に行う。

なお、食品表示監視業務の科学的検査については、他の食品関係等業務の処理件数も勘案しつつ、各センター等間における業務量の変化に対応した人員配置の適正化を図る。

② 登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査並びに登録認定機関が登録又は更新後においても引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するために行う定期的な調査（以下「定期的調査」という。）については、「ISO/IEC 17011 適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」（以下「ISO/IEC 17011」という。）に適合した調査を的確かつ効率的に行う。

また、定期的調査については、過去の不適合の状況を勘案して、調査等の重点化を図る。

(3) 調査研究業務

レギュラトリーサイエンスを推進していく中で、次の課題に重点化を図り、調査研究課題の全体数に占める重点課題数の比率を80%以上とする。

① 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料の分析法として国が定める分析基準を満たす分析法を選択して用いることを認めるクライテリアアプローチの考え方を導入するために必要な各種分析法に係る性能規準及び妥当性の確認に関する課題、新たな分析法の確立に関する課題並びに安全の確保に必要な課題。

② 農薬の検査等に関する調査研究については、農薬登録に係る試験成績の作成に関する指針（以下「テストガイドライン」という。）への対応及び農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題。

- ③ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、飼料等の公定分析法の確立などの安全の確保に必要な課題。
 - ④ 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する調査研究については、食品表示の科学的検査のため、監視業務への活用が可能な分析技術の開発・改良に関する課題。
- (4) 情報提供業務
- 相談窓口業務については、センターの専門性を生かして、企業等からの技術的な相談のみに対応し、相談業務を縮減する。ただし、消費者からの相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応する。
- また、センターが主催する講習会等については、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、重点化を図る。
- (5) 関係機関との連携
- センターの業務に係る他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携の構築に際しては、センターの技術的・専門的優位性を踏まえた効果的な連携体制を構築する。
- なお、国民生活センターとの連携については、同センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちセンターのみが分析可能な項目を対象に、具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを定めた両者間の協定に基づき、適切に対応する。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 共通事項

- (1) 食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応
- ① 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合に備えて、検査等業務に関する知見やノウハウを結集した対応体制を整備する。
- 具体的な要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を機動的かつ迅速に実施し、その結果を速やかに報告する。
- ② 農林水産省が食品の安全に係るリスク管理を推進する上で必要とする調査分析を的確かつ迅速に実施するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく品質保証体制を構築する。
- (2) 情報提供業務の的確な実施
- ① 事業者等からの相談や講習等の依頼に対して、適切かつ積極的に対応する。
 - ② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、

事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、食品の品質・表示等に関する講習会の開催及び講師の派遣を行う。

- ③ サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図り、アンケート調査等により顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上を確保する。

(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上

- ① 検査等業務の実施に当たっては、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理を推進し、必要な記録の励行と確認、分析の精度管理の徹底、技能試験の実施等により、検査・分析に係る信頼性を確保する。
- ② 検査等業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、必要な研修を計画的に実施する。

(4) 調査研究業務の充実

検査分析手法の改良・開発等に関する調査研究は、センターが検査等業務を効率的かつ効果的に推進するための技術的な基盤となるものである。

このため、調査研究課題の選定、結果の評価等は、農林水産省関係部局の要望を踏まえ、外部有識者を含めた委員会において行う。調査研究の実施に当たっては、必要に応じて大学又は研究機関との共同試験等により充実を図る。

また、調査研究の成果については、公開による発表会の開催、関係学会への論文投稿等を実施するとともに、検査等業務に迅速に活用する。

(5) 情報セキュリティ対策の推進

「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議）に基づき農林水産省が講じる情報セキュリティ対策を踏まえ、センターのIT事情に応じた情報セキュリティ対策を講じる。

また、情報セキュリティに関し、緊急時を含め農林水産省との実効性のある連絡体制を整備する。

2 生産段階における安全の確保等に関する業務

(1) 肥料関係業務

- ① 肥料の登録等申請に係る調査は、その申請に係る調査の質を向上させつつ実施し、その結果を申請受付から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。
- ② 仮登録肥料に係る申請者の利便等に供するため、原則として1年以内に肥効試験の結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。
- ③ 肥料取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査等の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。

- ④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。
- ⑤ 農林水産省関係部局と連携しつつ、以下について取り組む。
- ア 安全な肥料を生産するため汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導を実施する。
- イ 公定規格の改正に資するため、未利用資源の肥料利用に関する情報の収集・整理等を行う。
- (2) 農薬関係業務
- ① 農薬の登録検査
- ア 農薬の登録申請に係る検査については、農薬の安全性の向上のために改定したテストガイドラインに基づいて新たな審査項目が追加され、要求する試験データが増加している中で、検査精度の維持を図りつつ、以下の期間内に農薬登録検査等を実施する。
- ・農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、1年4か月以内
 - ・上記以外の農薬の検査は、10.5か月以内
- イ 農薬の登録申請に係る検査の結果について、報告書を作成・公表する。
- ② 農薬取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査及び集取品の分析結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。
- ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内
- イ 農薬取締法の集取品の分析結果は、集取後60業務日以内
- ただし、集取品の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を報告する。
- ③ 農薬の登録検査に附帯する業務
- ア 優良試験所規範（GLP）制度に基づく適合試験機関の査察結果については、査察終了後30業務日以内に農林水産省消費・安全局長に報告する。
- イ センターに蓄積された技術的知見を国際会議等の場に反映させるとともに、得られた結論を我が国の登録検査等に生かすことにより、農薬行政の国際調和の推進に貢献する。
- ④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況についての調査分析を、適切な精度管理の下での確かつ迅速に実施する。

(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

- ① 飼料及び飼料添加物について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。

ア 農林水産省が行う飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格、検討資料の妥当性について、調査を適切に実施する。

イ 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査を実施し、その結果を事業年度ごとにとりまとめて公表する。

- ② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法に基づき適正に実施するとともに、標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に処理する。また、検定業務の適切な実施に資するため、登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を実施する。

- ③ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、製造・品質管理の高度化に関する調査、指導等を実施する。

また、特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者の登録等の検査については、飼料安全法に基づき適正に実施するとともに、標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に検査を終了する。

さらに、依頼に応じて輸出する飼料等の製造・品質管理に関する検査等を実施する。

- ④ 飼料安全法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。

ア 飼料安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後25業務日以内

イ 飼料安全法の収去品の試験結果は、分析・鑑定試験に要する標準処理期間を中期計画に定め、試験が終了した日から15業務日以内

- ⑤ ペットフード安全法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。

ア ペットフード安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後30業務日以内

イ ペットフード安全法の集取品の試験結果は、分析・鑑定試験に要する標準処理期間を中期計画に定め、試験が終了した日から20業務日以内

- ⑥ 国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の取組を行う。

(4) 土壌改良資材関係業務

地力増進法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、適正に実施すると

ともに、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内に農林水産大臣に報告する。ただし、試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材を集取した場合は、立入検査の結果を試験終了後速やかに農林水産大臣に報告する。

3 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務

(1) 食品表示の監視業務

① 食品表示の科学的検査を毎事業年度6,000件以上実施し、不適正表示が認められた場合には、農林水産省関係部局に情報を回付するとともに、農林水産大臣の指示があった場合には、立入検査を適正に実施する。

② 食品表示110番を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報を農林水産省関係部局へ回付する。

(2) 登録認定機関等に対する調査等の業務

① 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査並びに定期的調査は、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査にあつては、農林水産大臣の調査指示から27業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。

また、調査の結果、登録認定機関の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省関係部局へ報告し、連携して適切な対応を取る。

② 定期的調査は、登録認定機関が認定した事業者（以下「認定事業者」という。）の格付業務に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否かを確認するため、認定業務の現場における調査及びJAS製品の検査を行う。

③ 米国農務省全米有機プログラム（NOP）基準による有機食品の検査認証制度を国内において運用するに当たり必要となる認証機関の認定等に係る調査は、ISO/IEC 17011に関する知見を活用して適切に実施する。

(3) JAS法に基づく立入検査等

JAS法に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を立入検査等の終了後3業務日以内に農林水産大臣に報告する。ただし、立入検査等の相手方事業者等が複数であり、立入検査等の結果の取りまとめに時間を要する場合は、報告書を取りまとめ次第速やかに農林水産大臣に報告する。

(4) JAS規格の見直し等に係る業務

農林水産大臣の依頼を受け、「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、JAS規格の見直し等に係る調査や原案の検討を行う。

(5) 国際規格に係る業務

国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。

4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務

「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」（平成22年12月22日公表）において調査対象とされた危害要因及び食品群・飼料について、分析を実施する場合には、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」（平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知）に従って、的確かつ迅速に行う。

5 カルタヘナ担保法関係業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。

6 国際協力業務

可能な範囲において、海外からの研修生の受入れ、海外への専門家の派遣等の国際協力を行う。

第4 財務内容の改善に関する事項

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

第5 その他業務運営に関する事項

なし